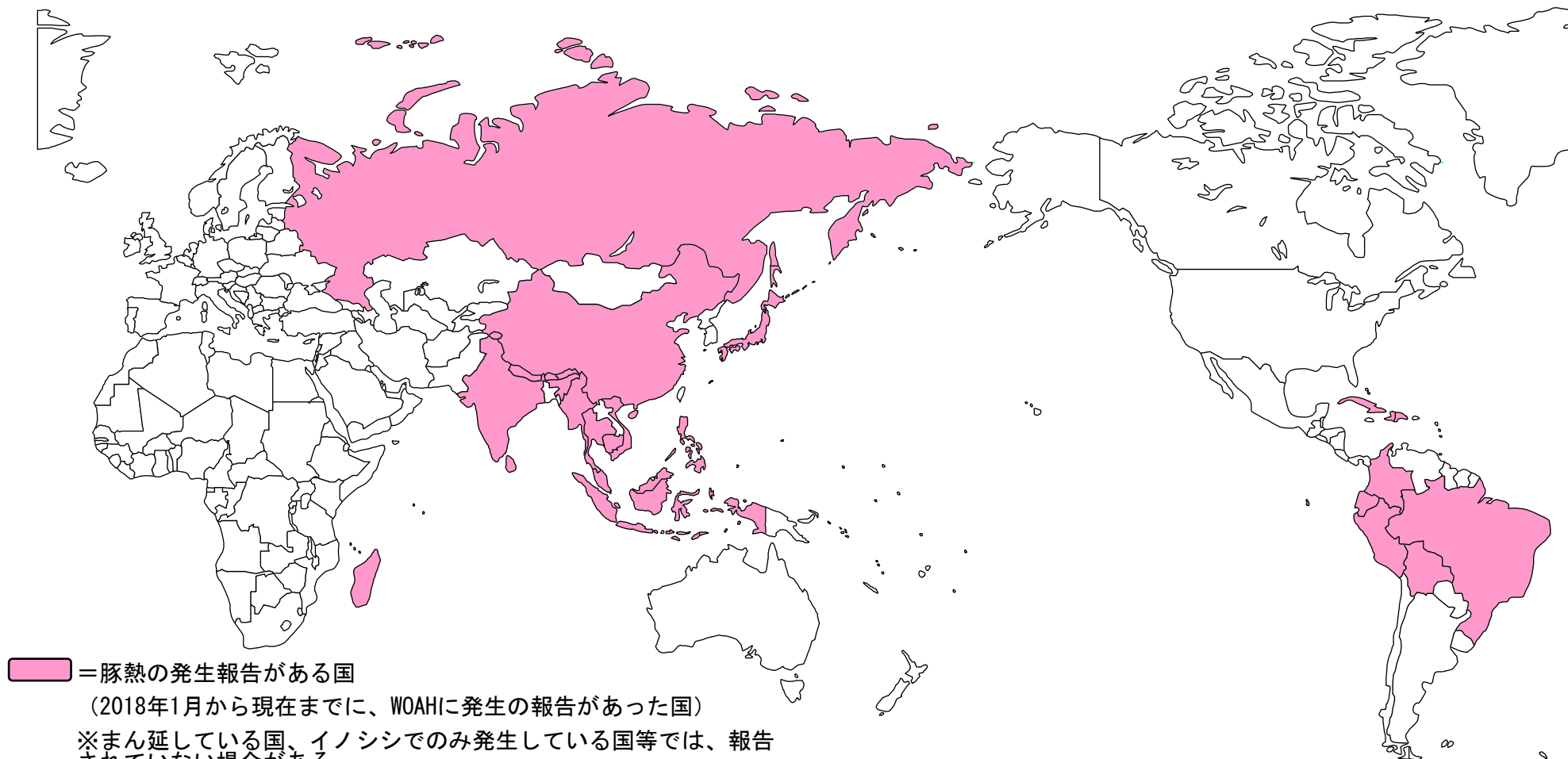


海外における豚熱の発生状況

- 中国や東南アジアをはじめ、世界各国に分布。
- 北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成している。
- 台湾では2023年7月1日以降、一部地域を除きワクチン接種を中止（2024年7月以降にWOAHに公式ステータスの申請を予定）。

令和5年9月1日現在



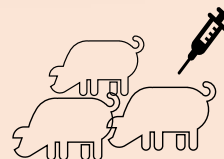
九州における豚熱の発生・まん延防止のために

- ▶ 豚熱には有効なワクチンが存在し、**適切に接種すれば発生を予防**することが可能です。
- ▶ 適切な衛生管理を行い、**ウイルスの農場への侵入を防ぎ**ましょう。
- ▶ 異状があった場合の**早期通報を徹底**し、周囲の農場等への**ウイルスのまん延を防ぎ**ましょう。

ワクチン接種の実施

○ワクチン**接種の体制整備**を迅速に進めます。

⇒九州各県をワクチン接種推奨地域に設定して、速やかな接種を進めます。



○ワクチンの**供給を確保**します。

⇒ワクチンは十分な在庫があり、増産についてもメーカーに要請しています。



○ワクチンの**打ち手の確保**が重要です。

⇒家畜防疫員だけでなく、研修を受ければ農場の飼養衛生管理者もワクチン接種が特例的に可能となります。

(各県で研修が速やかに進められるよう先行県の取組を共有するなど支援します。)



飼養衛生管理の徹底



○豚熱の発生を防ぐためには、**日々の飼養衛生管理の徹底**が最も重要です。

⇒ウイルスが農場内に持ち込まれないよう、消毒や衣服等の交換などをしっかりと行いましょう。



○豚熱のまん延を防ぐには、**早期通報**が重要です。

⇒異状がみられる場合や、死亡頭数が増加した場合は、最寄りの家畜保健衛生所に相談してください。



野生いのしし対策の強化

○感染拡大防止には、**野生いのししの感染状況の把握**が重要です。

⇒各県において、猟友会等と連携して捕獲を強化するとともに、検査も強化します。

⇒いのししの死体を見つけた場合には、自治体や最寄りの家畜保健衛生所に御連絡ください。



令和5年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況

(令和5年10月12日時点)

○野鳥 1事例

※詳細は環境省HP参照 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	亜型
1 北海道美瑛市	10/4	ハシブトガラス	HPAI	H5N1

<環境省報道発表(令和5年10月11日)>



環境省報道発表

令和5年10月11日(水)

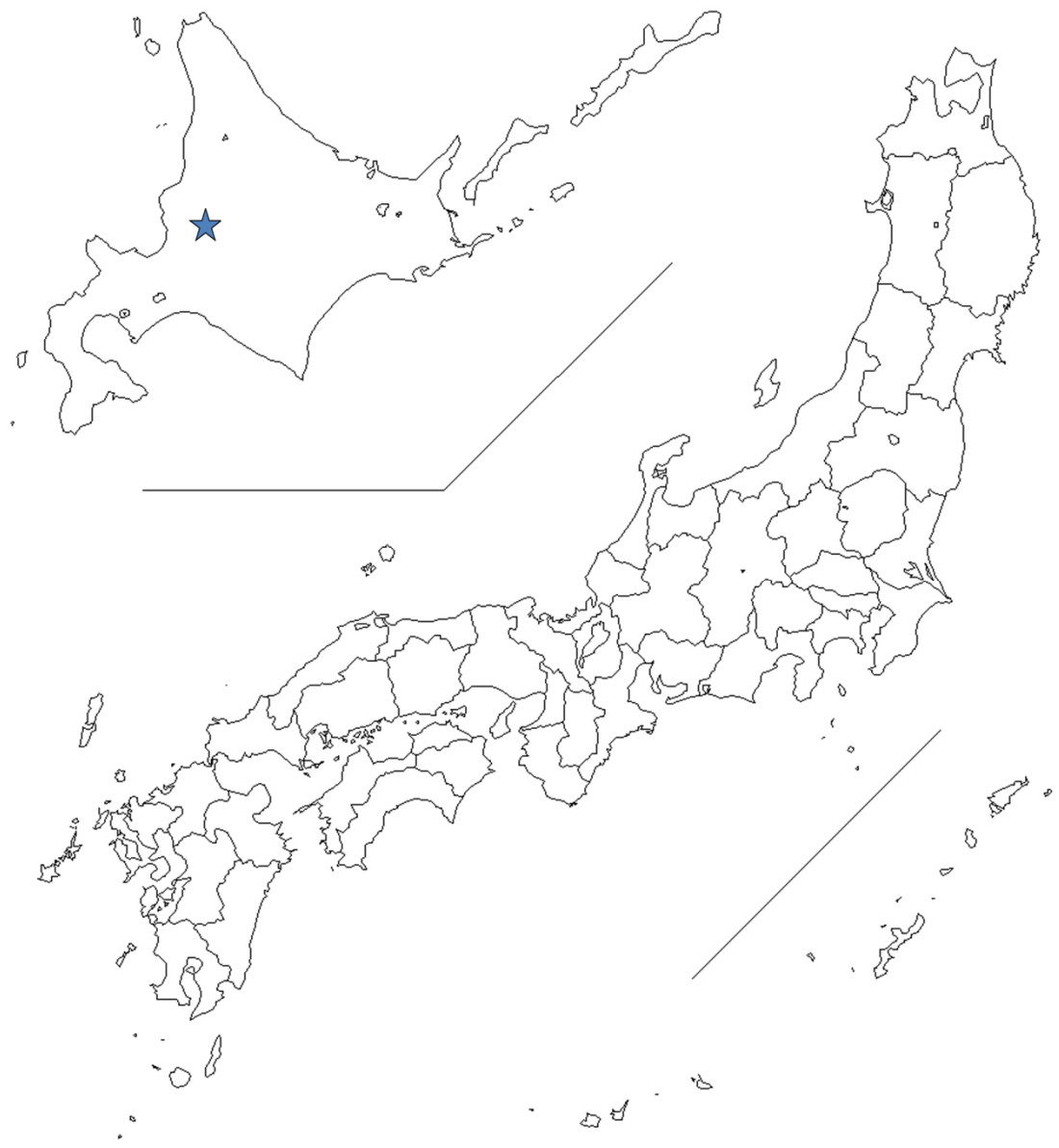
野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について
(陽性確定 北海道美瑛市(野鳥国内1例目))

<北海道同時発表>

1. 北海道美瑛市で令和5年10月4日(水)にハシブトガラス1羽の死亡個体が回収され、同日に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 上記について、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年10月11日(水)に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出された旨の報告がありました。
3. 本事例は、今シーズンで一例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。
4. 国内単一箇所での高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国への対応レベルを令和5年10月11日(水)付けで「対応レベル2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表 : 03-3581-3351
直 通 : 03-5521-8285
室 長 : 宇賀神 知則
室長補佐 : 村上 靖典
係 長 : 木富 正裕
担 当 : 兼松 賢人



※ HPAI: 高病原性鳥インフルエンザ
LPAI: 低病原性鳥インフルエンザ

● 家きん
★ 野鳥

5 消 安 第 4101 号
令和 5 年 10 月 11 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

北海道美唄市で回収された死亡野鳥における H5 亜型高病原性鳥
インフルエンザウイルスの検出に伴う防疫対策の再徹底について

先般、「北海道美唄市で回収された死亡野鳥における A 型インフルエンザウイルス簡易検査陽性の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（令和 5 年 10 月 4 日付け 5 消安第 4003 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）でお知らせした死亡野鳥（ハシヅトガラス）の A 型インフルエンザウイルス簡易検査陽性事例に関して、本日、当該死亡野鳥に対するウイルス遺伝子検査の結果、H5 亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨、環境省から別添のとおりプレスリリースされました。

本事例は、既に高病原性鳥インフルエンザウイルスを保有する渡り鳥が日本に飛来していることを示唆するものであり、家きん飼養農場及び関係者に対し厳重な警戒を促す必要があります。

貴職におかれましては、引き続き、関係機関、関係団体等と連携し、①家きん飼養農場における飼養衛生管理の徹底、②毎日の健康観察及び異状の早期発見・早期通報の指導、③発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備等により、高病原性鳥インフルエンザの発生予防・まん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

また、本事例同様、野鳥等の家きん以外の鳥類で高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）の第 4 の 7 に基づき、遺漏なく対応いただくようお願いいたします。

（参考）

○高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

（令和 5 年 9 月 12 日付け 5 消安第 3195 号農林水産省消費・安全局長通知）

https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/tori/attach/pdf/r5_hpai_kokunai-1.pdf

【農林水産省ウエブサイト】

○鳥インフルエンザについて

<https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/tori/index.html>

○令和 5 年度 鳥インフルエンザに関する情報について

https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/tori/r5_hpai_kokunai.html

高病原性鳥インフルエンザ

Highly Pathogenic Avian Influenza

防疫対策徹底のポイント

01 重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは警戒を強化。特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

02 発生予防対策

1 家さん飼養農場における発生予防の徹底

入出時対策

消毒・更衣前後における
交差のない動線、明確な
境界線の確保。

作業従事者のほか、
外部事業者も対策を徹底

野生動物対策

農場内の整理・整頓、
堆肥舎や鶏糞搬出口への
覆いの設置。

一見隙間のなさそうな家さん舎
でも入念に侵入口を点検

入気口対策

粉じん、羽毛等の取込み
対策に野鳥避けの設置。
フィルター設置も検討。

普段は目が届きにくい
場所の対策も重要



2 飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検

飼養衛生管理の基本的な管理項目を飼養衛生管理者が一斉点検、
毎月都道府県で取りまとめ。

03 まん延防止対策

1 毎日の健康観察、異状の早期発見&早期通報

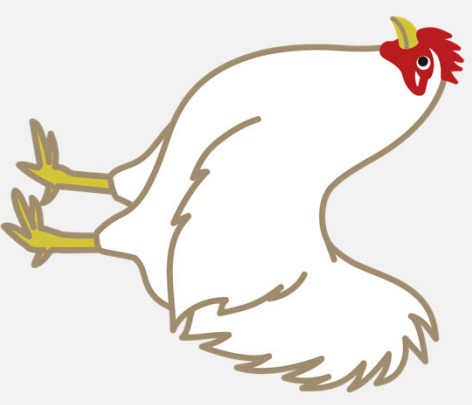
家さん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は
速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

2 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

疾病発生時の初動防疫及びまん延防止措置を円滑に講じられるよう、
都道府県内の関係部局及び関係機関、市町村、関係団体等と連携。

04 監視体制、環境対策等

- ・あひる等の水きん類を飼養している農場は、他に優先して定点モニタリングの対象。
- ・野鳥のサーベイランス検査を実施する体制を構築。
- ・農場周辺の水場、環境での野生動物対策。



ネズミや害虫の駆除、
破損箇所の修繕、農場及
び共同施設への出入り時
の消毒などにも注意！